ａ　前条の算式Ⅰの符号ａに同じ。
ｂ　前条の算式Ⅰの符号ｂに同じ。
ｃ　前条の算式Ⅰの符号ｅに同じ。
ｄ　前条の算式Ⅰの符号ｆに同じ。

［２　略］

（市町村民税の法人税割に係る基準税額の算定方法の特例等）

第十五条　令和三年度に限り、市町村民税の法人税割の基準税額は、第三十一条第四項の規定にかかわらず、第一号から第五号までの各号に定めるところによって算定した額の合算額から第六号に定める額を控除した額とする。ただし、当該額が負となる場合には、当該額は零とする。

［一　略］

二　前年度における令和三年改正前の省令附則第十五条第一項第一号の額の過大算定額又は過少算定額

前年度分過大過少額（㈠に定める額から㈡に定める額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額とする。

㈠　次の算式によって算定した額

算式

（Ａ＋Ｂ）×0.75＋Ｃ

算式の符号

Ａ　第31条第４項第２号算式の符号Ｃに同じ。

Ｂ　第31条第４項第２号算式の符号Ｄに同じ。

Ｃ　令和２年度減収補塡債のうち市町村民税の法人税割に係るものの額の100分の75に相当する額

㈡　令和三年改正前の省令附則第十五条第一項第一号の額

三　令和三年改正前の省令附則第十五条第一項第二号の規定の適用を受けた市町村における同号に定める前年度分法人税割過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除して得た額

四　令和三年改正前の省令附則第十五条第一項第三号の規定の適用を受けた市町村における同号により控除された額

［五　略］

六　特別交付税に関する省令（昭和五十一年自治省令第三十五号）附則第三条の規定に基づき令和二年度の特別交付税の額の算定の基礎から除くこととされた額のうち同令第三条第一項第二号の表第四号の規定に係るもの

２　令和三年度に限り、第五十条第一項第一号の規定の適用については、同号中「第三十一条第四項」とあるのは、「附則第十五条第一項」とする。

（軽油引取税の基準税額等の算定方法の特例等）

第十六条　令和三年度に限り、第二十三条の二中「一一、二五〇円」とあるのは「二四、〇七五

月に交付される地方消費税交付金の額

α　1.536

［２　同上］

（市町村民税の法人税割に係る基準税額の算定方法の特例等）

第十五条　令和二年度に限り、市町村民税の法人税割の基準税額は、第三十一条第四項の規定にかかわらず、第一号から第五号までの各号に定めるところによって算定した額の合算額から第六号に定める額を控除した額とする。ただし、当該額が負となる場合には、当該額は零とする。

［一　同上］

二　前年度における令和二年改正前の省令附則第十五条第一項第一号の額の過大算定額又は過少算定額

前年度分過大過少額（㈠に定める額から㈡に定める額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額とする。

㈠　次の算式によって算定した額

算式

（Ａ＋Ｂ）×0.75＋Ｃ

算式の符号

Ａ　第31条第４項第２号算式の符号Ｃに同じ。

Ｂ　第31条第４項第２号算式の符号Ｄに同じ。

Ｃ　令和元年度減収補塡債のうち市町村民税の法人税割に係るものの額の100分の75に相当する額

㈡　令和二年改正前の省令附則第十五条第一項第一号の額

三　令和二年改正前の省令附則第十五条第一項第二号の規定の適用を受けた市町村における同号に定める前年度分法人税割過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除して得た額

四　令和二年改正前の省令附則第十五条第一項第三号の規定の適用を受けた市町村における同号により控除された額

［五　同上］

六　特別交付税に関する省令（昭和五十一年自治省令第三十五号）附則第三条の規定に基づき令和元年度の特別交付税の額の算定の基礎から除くこととされた額のうち同令第三条第一項第二号の表第四号の規定に係るもの

２　令和二年度に限り、第五十条第一項第一号の規定の適用については、同号中「第三十一条第四項」とあるのは「附則第十五条第一項」とする。

（軽油引取税の基準税額等の算定方法の特例等）

第十六条　令和二年度に限り、第二十三条の二中「一一、二五〇円」とあるのは「二四、〇七五